



羽の情報便

所得税の予定納税

法人税・消費税・所得税等は、前期の年税額が、一定の金額を超えた場合に、今期の税金を前払いする中間申告と中間納税が必要になります。

1. 所得税の予定納税

前年の所得税額が15万円以上の場合には、7月31日及び11月30日までに、前年の所得税額の3分の1ずつを、納税しなければなりません。

予定納税が必要な方には、6月15日までに、税務署から税額が通知されます。所得税の納税を口座振替にしている場合には、7月31日及び11月30日に、引落としになります。

2. 確定申告時の処理

確定申告時には、年税額を計算し、予定納税額を控除した金額を、納付することになります。結果的に、予定納税は、確定申告で納めるべき所得税の前払いをしていることになります。

なお、1年分の所得税を計算した結果、予定納税の金額を下回った場合には、その下回った金額は、税務署から還付されます。

3. 減額申請

6月30日の時点で、その年の所得税が、前年の所得税を下回ることが明らかな場合には、7月15日までに、予定納税額の減額申請を行うことができます。

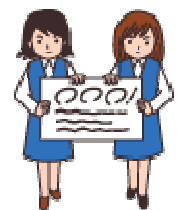
収入が減少した場合や、個人事業の廃業、法人成り等をした場合には、減額申請の手続きをした方が良いでしょう。もし、手続きをしなかったとしても、納めた予定納税額は、確定申告で精算されることになります。なお、11月30日納期分については、11月15日までに手続きをすれば、減額を受けられることになります。

4. 予定納税基準額の計算

$$(A-B) \times \text{税率} - A \text{に対する源泉徴収税額} = \text{予定納税基準額}$$

A: 前年実績の利子、配当、不動産、事業、給与の各所得の金額の合計額

B: 前年実績の所得控除の合計額



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

離れて暮らす息子に自動車の名義を変更する場合、親子間でも贈与税が課されるのでしょうか？

親子間であっても財産の名義変更があった場合には、相続税法の規定により贈与税が課されます。この贈与税は、当該自動車の名義の書き換えがあった時の価格により当該贈与を受けた人に贈与税が課されます。
また、当該贈与税にかかる基礎控除額が百十万円となつていますので当該自動車の其の時の査定価格が百十万円以内であれば申告の必要はありません。



税金まめ知識（第49回）青色専従者と白色専従者の違い

◆専従者給与とは

生計を一にする配偶者その他の親族が個人の経営する事業に従事している場合、個人事業主がこれらの人に給与を支払っても、原則的には必要経費とはなりません。しかし、これらのいわゆる家族従業員に支払う給与については、以下のような特例が設けられており必要経費として認められています。

なお、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人または白色事業専従者である人は控除対象配偶者や扶養控除にはなれないので注意して下さい。

◆青色と白色では大きく違う

青色申告者については、青色事業専従者給与額を必要経費にしようとする年の3月15日（その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることになった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2カ月以内）までに税務署に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出します。その届出書に記載された給与が専従者の労務の対価として適正な範囲内であれば、その金額が必要経費として認められます。

なお、労務の対価として適正かどうかは、労務に従事した期間や労務の性質、事業に従事する他の使用人の給与や同種同規模の事業に従事する人の給与などから総合的に判断するものとします。

一方、白色申告者については、一定額のみを専従者給与として認めています。一定額とは次のうちいずれか低い方となります。

- (1) 専従者1人につき50万円（配偶者は86万円）
- (2) 事業所得などの金額を（専従者+1）で割った金額

◆青色事業専従者給与が必要経費となるための要件

個人事業主の妻や家族なら、誰でも専従者給与を支払うことができるわけではありません。必要経費として認められるには次の要件をクリアしなければなりません。

- (1) 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。
- (2) その年の12月31日現在（納税者または専従者が年の途中で死亡した場合には、その死亡当時）で15歳以上であること
- (3) その年を通じて6カ月を超える期間（青色申告者は結婚や開廃業などの一定の場合、事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間）、事業に専ら従事していること
- (4) 「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出していること
- (5) 届出書に記載されている方法により支払われ、届出されている金額内であること
- (6) 専従者給与の額が、労務の対価として相当であると認められる金額であること



7月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日
固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

7月15日（金）
所得税の予定納税額の減額申請



8月1日（月）
5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例38： **寿司店**（年間 38.6%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	565,928円／年	年間の電気料	347,396円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で **218,532円** 10年間で **2,185,320円**

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (23)

似ているけれど・・・違いは何？



■「消費期限」と「賞味期限」

「消費期限」は、開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、食べても安全な期限を示しています。「賞味期限」は、開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、おいしく食べられる期限を示しています。但し、賞味期限を過ぎても食べられなくなるとは限りません。

■「生産国」と「原産国」

例えば食品で、「生産国」と表示があれば「製造・加工をした国」の意味で、「原産国」と表示があれば「材料となるものが作られた国＝加工・製造は別の場所」の違いがあります。

■「保健機能食品」と「健康食品」

「保健機能食品」は厚生労働省の認可を受けていて、公的に成分の働きや安全性が認められているもので、さらに「特定保健用食品」「栄養機能食品」などに分けられます。

「健康食品」は、成分や働きや安全性が公的に認められておらず、「サプリメント」、「健康補助食品」、「栄養補助食品」などに分けられます。

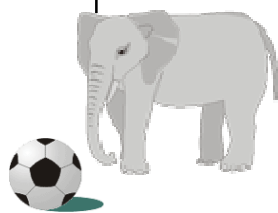


今月のコラム

暑い日が続いています。震災から暗いニュースが続いていましたが、久しぶりに日本中が歓喜に包まれた「なでしこジャパン」の明るいニュースが飛び込んできました。三連休中ということもあり、夜中のテレビ中継を早起きして(寝ないで?)観られた方も多いのでは…。

開催国のドイツでは、ワールドカップの試合の勝敗を次々と的中させ、一躍人気者になったタコの「ハウル君」に代わって、新たに「ネリーちゃん」という生後十八カ月のメスの予想ゾウが、度々メディアにも登場していました。試合前、日本とアメリカの国旗が置かれた2つのゴールに向かってボールを蹴り込むというもので、ゴールを奪われたチームが負けとなります。助走をつけたネリーが勢よくボールを蹴ると、ボールはアメリカの国旗が掲げられたゴールに吸い込まれ、日本の勝利を見事に予想していました。(笑)

これからが夏本番、今年は梅雨明けが早かったせいか既にもう夏バテ気味の方も多いのでは…。これから夏休みの方も多いと思いますが、冷たいものの取りすぎには注意して健康管理バッチリで元気に夏を満喫したいものです。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

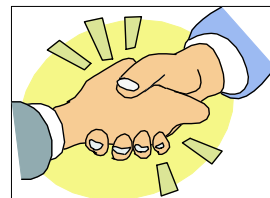
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

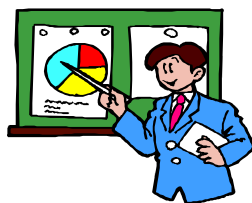
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



猛暑の熱中症対策として
水分補給は十分に！

